

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

◇ 葬式費用はきちんと記録しておこう

Q：相続税では、葬式費用を相続財産の計算上、差し引けるそうですが、具体的にはどのようなものなら構わないのでしょうか。

A：相続税の計算上、相続又は遺贈により、財産を取得した者が、その取得時に日本に住所を有している場合（無制限納税義務者）には、債務控除として次の金額のうち、その者が実際に負担する部分の金額を控除することができます。

(1)被相続人の債務で相続開始の際、現に存するもの（公租公課を含む）

(2)被相続人に係る葬式費用

葬式費用として控除できる費用は大体次のようなものです。明細や領収書はきちんと残しておくようにしましょう。

①埋葬、火葬、納骨に要した費用

②通夜、密葬、本葬などいわゆる「葬式」にかかった費用で相当程度のもの

③葬式の前後に要した費用のうち、通常葬式に伴うと認められるもの

④遺体、遺骨の運搬費用など

領収書がもらえない戒名料などは、明細に寺院名等を記入しておくことです。被相続人の職業や財産などからみて、相当程度であれば問題はないものと思われます。

反対に、葬式費用とならないものとしては、いわゆる香典返しの費用、墓碑・墓地の購入費用、墓地の借入料、初七日会などの法会に要した費用などが挙げられます。

また、墓所、仏壇などの非課税財産にかかる債務についても、やはり控除ができません。

